

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年9月29日(2011.9.29)

【公表番号】特表2010-540024(P2010-540024A)

【公表日】平成22年12月24日(2010.12.24)

【年通号数】公開・登録公報2010-051

【出願番号】特願2010-525866(P2010-525866)

【国際特許分類】

A 6 2 B 18/02 (2006.01)

【F I】

A 6 2 B 18/02 C

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月11日(2011.8.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) ハーネスと、

(b) マスク本体とを含み、該マスク本体が、更に、

(i) フィルタ層を含むフィルタ構造と、

(ii) 中央で間隔を置いて配置され、長手方向に可動であり、第一側面から第二側面まで延びて横断方向に延在し、第一及び第二側面のそれぞれで互いに収束した形状である、複数の部材を含む支持構造とを含み、該支持構造中に、横断方向に延在する部材の長手方向の動きを妨げるような長手方向に延在するいかなる部材にも接合されることなく、長手方向に可動であり第一側面から第二側面まで延びて横断方向に延在する少なくとも1つの部材がある、フィルタリング顔面装着レスピレータ。

【請求項2】

長手方向の動きを妨げるような長手方向に延在する部材によって接合されない、長手方向に可動であり横断方向に延在する少なくとも1つの前記部材が、該長手方向に可動であり横断方向に延在する部材に対して顕著な構造的損傷を起こすことなく、中央線の箇所で長手方向に少なくとも5mm移動することができる、請求項1に記載のフィルタリング顔面装着レスピレータ。